

長野県総合5か年計画進捗管理制度要綱

平成25年 4月 1日制定

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県総合5か年計画の進捗状況を把握し計画を着実に推進するとともに、長野県総合5か年計画に基づくプロジェクトや施策について県民に対する説明責任を果たすための進捗管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(進捗管理の基本的な考え方)

第2 県は、その所掌に係る施策について、的確にその効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ）を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性又は優先性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から、客観的な進捗管理を行い、その結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 県は、前項の規定に基づく進捗管理に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、施策の特性に応じた合理的な手法を用い、施策効果をできる限り定量的に把握するものとする。

(進捗管理の基本的な事項)

第3 県は、進捗管理の実施に当たり、毎年度、次に掲げる基本的な事項を定める。

- (1) 進捗管理の対象に関する事項
- (2) 進捗管理の主体に関する事項
- (3) 進捗管理の時点に関する事項
- (4) 進捗管理の観点に関する事項
- (5) 進捗管理の実施方法に関する事項
- (6) 進捗管理の結果の活用に関する事項
- (7) 進捗管理に関する情報の公表等に関する事項
- (8) その他進捗管理の実施に関し必要な事項

(進捗管理制度の改善の検討)

第4 県は、毎年度、制度の検証を行い、その課題を把握し、国や他の地方公共団体における政策評価の動向も参考としながら、当該制度の改善について検討を行う。

平成26年度しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画） 進捗管理実施要領

平成26年4月1日決定

第1 趣旨

この実施要領は、長野県総合5か年計画進捗管理制度要綱（平成25年4月1日制定）第3の規定により、平成26年度に実施する進捗管理に関し、必要な事項を定める。

第2 進捗管理の基本的事項

1 進捗管理の対象

- (1) しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）に掲げるプロジェクト
- (2) しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）の施策の総合的展開に掲げる施策

2 進捗管理の主体

進捗管理の主体は県とする。

3 進捗管理の時点

原則として、平成25年度末までの実績を踏まえて実施するものとする。

4 進捗管理の観点

(1) プロジェクト

ア プロジェクトの達成目標やアクションの進捗状況を参考に、関連指標・データに基づく客観的な分析を行い、今後の取組の方向性について総括する。

プロジェクトの達成目標については、あらかじめ設定した目安値と実績値との比較により進捗状況を把握し、要因の分析を行うとともに今後の取組を検討する。

プロジェクトを構成するアクションについては、関連事業の点検結果を整理した上で、進捗状況を分析する。

イ プロジェクトの進捗状況を踏まえ、今後の取組の方向性等について有識者の意見を聞く。

(2) 施策の総合的展開に掲げる施策

施策の達成目標について、あらかじめ設定した目安値と実績値との比較により進捗状況を把握し、要因の分析と今後の取組を検討する。

第3 進捗管理の実施方法

1 実施の通知

企画振興部は、関係部局及びプロジェクトの総括マネージャーに進捗管理の実施を通知する。

2 進捗管理書等の作成

(1) プロジェクト

関係部局は、プロジェクト進捗管理シート（様式第1号）の関係項目に実績等を記入し、プロジェクトの総括マネージャーに提出する。

プロジェクトの総括マネージャーは、関係部局と調整しプロジェクト進捗管理シートを取りまとめて、企画振興部に提出する。

(2) 施策の総合的展開

関係部局は、施策の総合的展開の進捗状況一覧表（様式第2号）を作成し、企画振興部に提出する。

3 有識者からの意見聴取

プロジェクトの総括マネージャーは、プロジェクトの進捗状況を把握し、今後の取組の方向性等について有識者から意見を聴取する。

4 進捗管理書等の調整・確定

プロジェクトの総括マネージャーは、有識者からの意見等を参考に、関係部局及び企画振興部と連携して、プロジェクト進捗管理シート等の進捗管理結果を確定させる。

第4 進捗管理結果の活用

進捗管理結果は、翌年度以降のプロジェクトや施策の改善に活用し、次年度施策に反映する。

第5 進捗管理結果の公表及び県議会への報告

1 進捗管理結果の公表

進捗管理結果について、県ホームページへの掲載、行政情報センター等への備え付けなど、各種広報媒体により公表するものとする。

2 県議会への報告

長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年条例第50号）第5条の規定により、進捗管理結果を県議会へ報告する。

第6 補則

この要領に規定するもののほか、進捗管理の実施に関し必要な事項は、別に定める。